

別記第1号様式(第7関係)

## 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	第10回 豊島区保健福祉審議会	
事務局(担当課)	保健福祉部 福祉総務課	
開催日時	平成29年11月9日(木) 18時30分～20時29分	
開催場所	豊島区役所本庁舎 5階 507-509会議室	
議 題	1. 素案の検討について 2. パブリックコメントの実施について 3. その他	
公開の 可否	会 議	公 開 傍聴人数 8人
	会 議 録	公 開
出席者	委 員	石橋秀男、上野容子、遠藤信一郎、金子智雄、神山裕美、齊藤紀子、佐伯晴子、佐藤壽志子、島村高彦、高橋計之、高橋清輝、田中英治、田中英樹、常松洋介、寺内庸泰、寺田晃弘、外山克己、仁平 宏、溝口 元、宮崎牧子、村上宇一、山口菊子、横田 勇、渡辺くみ子(敬称略)
	幹 事	福祉総務課長(事務局)、高齢者福祉課長、障害福祉課長、障害福祉サービス担当課長、生活福祉課長、西部生活福祉課長、介護保険課長、介護保険特命担当課長、生活衛生課長、健康推進課長、子ども課長、子育て支援課長、住宅課長
	そ の 他	社会福祉協議会事務局次長、社会福祉協議会地域福祉推進課長
	事 務 局	福祉総務担当係長(総務)、福祉総務担当係長(計画)、福祉総務課主任主事(計画)、福祉総務課主任主事(計画)

## <開 会>

会 長： ただいまから、第10回豊島区保健福祉審議会を開会いたします。

きょうの主な議題としては、1番目の素案の検討が中心になるかと思います。その後、パブリックコメントの実施、その他とございますけれども、この素案の検討については十分時間をとりたいと思います。

はじめに、傍聴確認をしたいと思います。事務局、いかがでしょうか。

事務局： 本日の傍聴ですが、8名の方からお申し込みがございます。傍聴者の入室につきましてお諮りいただければと存じます。

会 長： 会議は公開が原則となっておりますので、傍聴者の確認をさせていただきますけれども、入室について、よろしいでしょうか。

(一同、承諾)

会 長： ありがとうございます。それでは、入室のほう、よろしく願いいたします。

(傍聴者入室)

会 長： それでは、引き続きですが、本日の欠席者について確認をしたいと思いますので、事務局、お願いいたします。

事務局： 本日欠席の委員ですが、山縣委員、中島委員、磯崎委員、城山委員より欠席の連絡をいただいております。

また、山口委員からは若干遅参するというご連絡をいただいております。遠藤委員はおくれているようですが、いらっしゃる予定でございます。

また幹事ですが、長崎健康相談所長、企画課長が欠席、介護保険課長が若干おくれて参ります。

以上でございます。

## <議 事>

### 1. 素案の検討について

会 長： それでは、議題1の素案の検討に入らせていただきます。パブリックコメントはもちろんございますけれども、ディスカッションするのはきょうが最後になるかと思うので、よろしく願いしたいと思います。

まずは素案の検討ということで、早速事務局から説明をよろしく願いいたします。

事務局： (資料2、資料3の説明)

会 長： 説明が終わりましたけれども、相当詳細な計画ができて、特に保健施策と外国人の支援等も加筆されていますので、ほぼ全容が明らかになったと思います。本日はパブリックコメント前の最後の審議会になりますので、皆さんから一通りさまざまなご意見、ご質問等を伺いたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、意見、質問がある方はその場で手を上げていただければいいかと思うので、よろしく願いいたします。全体でいいです。細かくは分けません。

委 員： 52ページのこの絵について、質問というか、このほうがいいんじゃないかというイメージをお話しさせていただきます。

言ってみれば、この計画が6年後こういう体制でいきますという、その目指すべき絵を描いたと思うんですけども、前回の会議では、もうちょっとICTを有効利用したネットワ

ークづくりもあわせて考えてみたらどうかという話が出たかと思うんです。そういう意味では、窓口として民生委員やCSWは、高齢者にとっては割合近くにあるということで相談しにいきやすいわけです。

その際に、ここでコメント的に書いてあるんですが、その場で解決できる相談と、その下にその場で解決できないと。その場で解決できない部分は、ある意味ではネットワークで話し合いをすれば、もうちょっとその場で解決できる形の体制にはできるのではないかと考えます。ネットワークという言葉も入れた状態で、区役所の仕事そのものは、逆にワンストップという説明書きは今ある程度知られてきているわけですから、こんな言葉はスペースの関係でも要らないのではないかとも思います。

それから、太い矢印が相互にあって、その説明を見ると、調整をすると。区の調整の仕事がこの太い矢印の双方向になっているということで、これはこれでいいのかもしれませんが、あくまでも区民と相談窓口のほうを重視して、区の政策的な調整はもちろん要るわけですが、各セクションの手続的な部分は簡易的に書いてもいいのかなと思いました。

会 長： もし関連して意見がございましたら。

委 員： 同じ52ページのこの図なんですけれども、使い勝手をよくしようと思ったら多分幾らでもできると思うんです。今回の素案、とじ込みの47ページに、イメージイラストが入ったものがあるのですが、それは別にあつたからといって、区民としては使える資料、情報でもないなという感じもしました。52ページですが、例えばごみの出し方のようなサイズでとじ込みというか、別で冷蔵庫にぺたっと張れるような、そのぐらいにさせていただいて、この中のそれぞれのところに電話番号とQRコードをつけていただければと思うんです。見てすぐに、ここに電話というのがまずできて、アクションが起こせるということ、それから、詳しくどんなことができるのかというのをQRコードとかを使って自分で検索をして、ここに尋ねてみようということが出来る。QRコードであれば中身を幾らでも更新できると思いますので、そんなことを提案したいと思います。

会 長： ありがとうございます。引き続き52ページの図に関してご意見がございましたらいかがでしょうか。

それでは、事務局、お願いいたします。

事務局： まず、この52ページの図ですけれども、ここに載せている意図は、前段の施策②として、包括的な相談支援体制の構築について文章で書いているわけですが、文章だけではわかりにくいので、全体的なイメージ、関連をA4でわかりやすくあらわしたいということで、かなりはしょっていますが、載せているものでございます。委員からご指摘があったように、今回テレビ電話という記載もしてございますが、さまざまな相談の流れがございます。なので、それをどこまでどう反映したらいいか、限られた中で全ての流れは説明できないだろうなどは思っておりますので、よりわかりやすくというのは検討させていただきます。

また、委員から、実際の相談窓口の連絡先等もというお話でしたけれども、それにつきまして、区でもさまざまな分野ごとにいろいろなパンフレット等で連絡先等は記載してございます。実際に窓口はものすごい数がございますので、それだけでも相当何ページにもわたる、A3、1枚ではとてもおさまらないような量がございまして、この計画の中ではとても記載し切れないうちございまして。ここはあくまで全体のイメージをまずはわかりやすく持たせていただきたいということですので、わかりやすくという工夫はしなければいけないのか

もしませんけれども、そういう趣旨でございます。

会 長： よろしいでしょうか。引き続き他の箇所等についてご質問、ご意見をよろしくお願い致します。

委 員： たくさんあるんですけども、まず、51ページの相談支援包括化推進員、1人を配置するというお話だったと思います。そうですね。

会 長： 1人ということではなかったと思いますので、それは後で事務局に答えてもらいます。

委 員： わかりました。なぜそんなことを聞かかという、今度、目的別で窓口を展開しようとしていますよね。いわゆる分野別ではなくて。要するに複合的な問題となると、全ての問題がここに集約するという感じになるので、ここを充実しない限りは、ただ1人というだけでは間に合わないような気がしたので、その辺を考慮してもらいたいというのが1つ。

それから、この51ページの中に、私は民生委員なんですけれども、「相談先の充実を図るため」、ここはいいんです。「活動の周知」というのもいいと思います。民生委員さんが存在しているんだと。その先が気になったのは、担い手の確保に向けてということは、これは民生委員さんは今なり手不足ということなんですけれども、そのことを意味しているのかということを知りたい。

「主な取り組み」の中に、相談支援と書いてあるんですけども、できれば、さっき外国人の話があったので、外国人の窓口も考慮しなきゃいけないのかなと思います。

それから、55ページなんですけれども、「予防の取り組みの強化」の中に、貧困、虐待と書いてあるんですけども、貧困の予防の取り組みを強化するという意味がちょっとわからないんです。大体貧困だと対策ですよ。貧困にならないようにする予防がどんなものかというのがわからないかなと、ここが気になりました。

それから、67ページです。外国人だとか、いろいろな人たちへの「災害時要援護者や避難行動要支援者をはじめ、地域で暮らす子ども、中高生、外国人など」防災訓練や避難訓練に参加を呼びかけと書いてあるんですけども、実際に私が民生委員をやっている、子どもの情報だとか中高生の情報、外国人の情報は何もないです。これで町会が防災訓練をやったって、集まりません。では、こういう情報を流してくれるのかどうか、そういうことを確認したいと思います。

以上です。

会 長： 主に4点出ましたので、事務局、お願いいたします。

事務局： では、順次お答えさせていただきます。

まず、51ページの担い手の確保でございますけれども、民生委員・児童委員、青少年育成委員等の担い手の確保ということで、民生委員も含めてそういった地域で貢献していただく方の確保を考えていかなければいけないと思ってございます。民生委員の不足は大変重要な問題なので、それも含めての話でございます。

また、その下の相談支援包括化推進員は実際につくり込みがこれからなので、本当に丁寧にやらなければと思っているんですけども、今回目的別の計画ですが、どうしても窓口そのものは完全に目的別にはなりません、既存の制度別というものはどうしてもございます。高齢者総合相談センター、障害支援センター、子ども家庭支援センター、そういった対象者別の窓口はあるわけですが、そういったものを目的別に支援していくためには、きちんと連携していかなければいけない。これまでも連携していましたが、その連携が十分でないとい

るもあるので、そういったところをさらに埋めるために、この相談支援包括化推進員はいると思っと思っています、そこの充実が重要だと思っています。1人置けばいいとは思っていません、どういう形がいいかというのは、今具体的に検討しています。何人という段階ではないんですが、実際にそういった連携をより充実していける、そういう体制を整えていきたいと考えているところでございます。

それから、55ページの予防のところ、貧困についてご指摘いただきましたが、この1個目の丸で言おうとしているのは、予防の段階です。まだ発生する前の未然防止、それから、発生はしてしまったけれども、早期のうちに発見、対応、さらに進んでいく中での重度化を防止していく。さらには再発防止といったそれぞれの項目についてそういった段階があるだろうと、それぞれの取り組みをしていくということで、貧困について言えば、確かに未然防止のところはなかなか難しいかもしれません。ただ、これに関しても、区でも今生活困窮者自立支援制度の中で、家計管理の講演会等もやってございますので、そういうのも未然防止には役立っているかなと思っています。いずれの項目についてもそういった各段階での対応をやっていく必要があるだろうという意味合いの記載でございませぬ。

それから、67ページです。災害対策ですけれども、子ども、中高生、外国人の情報がないということでございませぬ。それも本当に全くごもつとも、これに限らず、この間、高齢者にしろ障害者にしろ、実際に地域で支援をされている方に必要な情報が行き渡っていないので支援がなかなか難しいと、そういうことが課題で、そこを何とかしていかなければいけないわけですね。実際に子どもや中高生、外国人をつないでいくための仕組み、しかけをつくっていく。実際に支援が必要な人に関する情報共有は、それはそれでまた別に考えていきますけれども、少なくともここに関して、子どもや中高生をどうやってつないでいくかということとはしっかりと考えていきたいと思っと思っています。

委員： 今の最後のところは、やはり情報がなくて動けないのではないかなと思っと思っていますので、この情報をどう流してもらえるのか。民生委員にも流れていませんので、高齢者はあるんですけども、特に子ども、それから今外国人のお話をされていませぬ。

もう一つ、さっきのより身近な相談先の充実ということを考えるなら、民生委員・青少年委員などの「など」のほうを強調していただきたいと思っと思っています。ほかにもっと見守りをする人をふやすことを考えるほうが確かではないかと思っと思っていますし、それから、さっき相談支援包括化推進員のところの39ページを見ていただくと、一番上のところに、生活課題に目を向けた目的別の構成に改めまస్తుなっているんです。もし今のお話だと、既にやっているなら、これを推し進めまస్తుという形になるのではないですか。改めてやるとなると、今までやっていなかったという感じを受けたので、これは改めるのではなくて、もうやっているなら、これを推し進めまస్తుということになるのかなと思っと思っていますけれども、いかがでしょうか。

事務局： 今の2点ですけれども、最初の災害対策のほうです。2つあると思っと思っています、高齢者や障害者等で実際に民生委員や地域の中で支援をしていただく方に対しての情報共有の仕組みをしっかりとつくっていききたいと思っと思っています。一方で、子どもや中高生や外国人など、そういう一般的な方の全ての情報共有はなかなか難しいと思っと思っていますので、それはまた別の仕組みできちんとつないでいくことを考えているところでございませぬ。

それから、39ページで目的別の構成というところですが、わかりにくくて申しわけないです。ここで言おうとしているのは、今回の計画は目的別なんですけど、どうしても一

一つの窓口そのものが完全に目的別の窓口にはならない。それについては変わらないんですが、だけれども、そういう窓口だとしても、しっかりとした連携の仕組みをつくることによって、決して制度のはざまに陥ることのないように、その埋まっていないところをきちんと埋めていくことを今回の計画では意識するという意味合いで、今回計画の構成を目的別にしたと書いてございます。

会 長： わかりにくかったかもしれませんが、続いて質問を受けたいと思います。

委 員： 今の39ページのところなんですが、3の「区民参加による」と大きく入れてくださってありがとうございます。それで、「保健」という文字を入れてくださいと前回のときにいろいろお願いしまして、多数入れていただいてありがとうございます。一般の区民にとっては、保健ということのほうが日常課題であるかなという気がしておりました。そのところで、この39ページの3の3つ目の丸あたりから、「保健」の文字が少し抜けているかなという感じがいたしまして、「一部の弱者・困窮者を救済する」というんだったら、福祉観は、それはそのままかとは思いますが、4つ目の「これらの状況を踏まえつつ、地域の中において」、ここには保健福祉を特別なものとするのではなく、「地域社会を「保健福祉コミュニティ化」していくといった捉え方のもと」というほうが、最後の「区民参加による地域保健福祉を推進していきます」と一貫性があるのかなという気がいたします。

ついでというか、先ほど来いろいろな居場所であるとか、そういうのが出てきました。56ページぐらいのところから、今回つけ加えていただいた最期まで自分らしく生きられるというところ、これが大変重要でありまして、ふだんは健康であっても、だんだん老いていって、必ず人は亡くなるわけなんですけれども、それを障害とかではなくて、家族として心配であるとか、本人として心細いということを気軽に打ち明けたり分かち合ったりできる、そんな場をもっと区民ひろばとかでつくればいいのかなどは思います。

ただ、この間私が区民ひろばに立ち寄りましたら、区外者の利用がとても多いということを知りました。区民ひろばの立地にもよるかと思うのですが、こういう催しをしたいんですと案内を持っていきましたら、区民限定と書いてもらわないと、うちは区外の人利用のほうが多いからということを言われまして、区民ひろばのあり方をもっと区民のための区民によるというものを打ち出す必要があるのかなという気がいたしております。それで、区民ひろばや公共施設のほかに、「空き家や空き店舗等を活用し」と、とても飛びつくようになるようなことが書いてあるのですが、実際それをするに当たってどのような支援といいましようか、補助とか、何かお手伝いいただけるようなことがあるのかということは後で補っていただきたいと思います。

それから、61ページに、学生との交わりということが専門家の育成というところであるのですが、医療系の学生、あるいは医療に限らず学生と区民との交流ということもこれからのまちづくりをするに当たってとても重要なことかと思しますので、この新しくできました計画の周知啓発の一環として、これをテキストにして区民、そして、学生と一緒にまざって、あるいは中高生、子どもたちも交えた、そんな勉強会を企画もしますし、区と区民が一緒になってやっていければいいかなと思います。

最後にとても瑣末なことというか、でも、とても重要なんですが、現行計画をテキストにして勉強会をしたんですが、重くて運ぶととてもつらいので、今回の計画の紙質を軽いものに変えていただきたく、ぜひそれをお願いいたします。

以上です。

事務局： まず、最後の今回の計画ですけれども、前回の計画は地域保健福祉計画にさらに介護保険事業計画と障害福祉計画、3計画合冊でございます。今回は地域保健福祉計画だけになりますので、厚みは3分の1ぐらいになるのかなとは思ってございます。

1点だけ、ここはちょっと難しかったんですけれども、保健をどこまで入れるかというところなんですけれども、全てにわたって検討してございます。コミュニティが、福祉コミュニティなのか、保健福祉コミュニティなのか、1個1個検討しているんですけれども、今回の計画で、福祉という言葉はいろいろな言葉があろうかと思っております。狭い意味の福祉政策の福祉というのもあれば、幸福という意味の福祉というものもあろうかと思えます。福祉コミュニティといった場合には大変広い意味だなと思っております。こういう意味合いのときに保健福祉コミュニティとするのはちょっと違うのかなということから、1個1個精査して使い分けをしているところでございます。細かい部分について、気になるところがありましたらご指摘いただければと思います。

委員： 60ページの取組方針の「虐待防止および権利擁護体制の強化」というところで、大きな丸の4番目に「認知症高齢者の増加や」云々と書いてございます。これは主に成年後見制度のことについて書いてあるわけですが、もう一つは、虐待防止も高齢者の特に認知症の初めの段階での家族からの虐待というのは、実際のデータを私自身は持っていないので、人から聞いた話でお話するのはどうかと思うんですけれども、医師会の方がいらっしゃるんで、発言が間違えていたら訂正願いたいんです。認知症の初期の段階で、要するに、ふだんできていたことができなくなってくる。それに対して、本人自身は自己嫌悪に陥る。家族は、この間はこれをできたでしょう、何でやってくれないのか、家族から過去にやってもらったことに対してやれない、忘れていた、そういうことに対して攻撃を受けることによって認知が進むという話を聞いています。

基本的には家族がもっと状況を把握して、そういう状態なんだということを認識して一緒に住むという形が進むと、本人は精神的に安定して、認知も幾分和らぐというような話をちょっと聞いたものですから、その辺が実際にそういう方向にあるのであれば、これから認知症になる人はふえてくるわけですから、そういう家族の虐待的な部分も、ある意味ではそういうことがあるから、かなり物忘れが進んだ人に対する態度というものをもう少し考えてみたらどうかという部分の普及啓発的な部分を入れていただいたらどうかと思います。

事務局： 大変重要なお指摘かなと思っております。実際認知症高齢者の増加とともに、虐待がふえていくと、全国的にそういう傾向があると聞いていますし、そうなんだろうと思っております。本区におきましては、この間高齢者総合相談センターの取り組み等もありまして、かなり虐待も早期発見・早期対応ができていると思っておりますが、加えてこの間のセーフコミュニティの取り組みでも、特にそういった認知症高齢者の増加も想定して、特に重点的に虐待対応をしていこうとしているところでございますので、今後ますますふえていきますので、当然さらに強化していかなければいけないと思っておりますが、そこは大変重要だと思っております。

55ページ、予防の強化の中で、虐待等の権利侵害等に対して予防の取り組みを強化していきますといったようなことは書いてございます。実際の具体的な取り組みまではこの計画の中で書いていませんので、細かいところは個別計画のほうに譲っています。これだけを見る

とわかりにくいところがあるかと思いますが、大変重要で重視していきたいという姿勢で書いているつもりでございます。

委員：細かいところはいろいろあるんだと思うんですけども、きょう出された意見等もよく事務局で精査していただければいいかなと。全体的には、私はこの内容で今回の計画はいいかなと思っているんです。1点質問と要望がありまして、先ほど来皆さんからも出ているんですけども、相談支援包括化推進員、今回の計画でポイントは幾つかあると思うんですけども、ここも大きなポイントだと思っていまして、69ページのほうでは、できるだけ早期にと書いてあるんです。さっきのご質問に対しては、まだ具体的にあまり考えられていないのかなと思いました。

役所のほうで、新規拡充とか、人員要求のヒアリングの状況がどうなっているのかわかりませんが、本当にここは早期に配置していただいて、そして、どんな職層の人を想定しているのか。この部分は相当力量が問われると思っております。私は前から1人かなと思っていたんですけども、きょうのやりとりですと、1人ではなくて、もしかしたら複数みたいなイメージも受けたんですけども、その辺はちょっとわからないんですが、いずれにいたしましても、この52ページに書いてあるような機能が十分果たせるような人材といえますか、そういうものを検討していただいて、本当にできるだけ早期に、この仕組みというのは現状現場では待たなしですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員：これを読んでいて、前回は9月21日ですから、それからどんどん加えていったり精査をしていったんだと思うんですけども、時間が短かったせいとか、ちょっと雑な文章かなというのが第一印象でありました。だから、さっき委員が質問されたように、担い手とかと書いてあるけれども、それは何の担い手なのかわからなかったり、予防の取り組みの強化のところも、けがと貧困と虐待が一緒くたになっちゃってよくわかりにくい。

あれもこれも盛り込まなければならない計画であることは間違いないんですけども、少し気持ちが先走って、文章がちょっと雑かなという印象があるので、先ほど委員の指摘された2カ所も典型的な例だと思うので、文章の精査をされたほうがいいのではないかと私は思いました。12月1日にパブリックコメントを始めるとなると、相当急いで精査していかねばいけないと思ひますけれども、ちょっとわかりにくいかなと思ひました。それは、さっきから感じていたことをたまたま委員も指摘されたので、そのとおりだと思ひます。

最後の70ページのところの「計画の推進に向けて」というところなんですけれども、70ページの(6)の「ノウハウの蓄積および共有」と書いてあります。確かに一般論的にはここに書いてあるとおりだと思うんですけども、具体的に誰がどうやってノウハウを蓄積していくのか。それは、それぞれの個別の課題で、それぞれの分野のところそれぞれがやっていくんだということにはなるかもしれませんが、今、区はさまざまな事業を全部委託化したり、民間にやっていただいたりとかしているわけです。そういうところで建前論としてはノウハウの蓄積及び共有というのは絶対必要なだけども、すごく大きい課題といふか、容易なことではないんじゃないか。

それは、先ほどの相談支援包括化推進員のところともつながってくるだけども、区の正規職員の人たち自身が現場を知らない人がほとんどなわけだから、そういう現場を知らない人たちがノウハウをどう蓄積していくかが課題なんですけれども、ちょっと通り一遍で、アウトリーチしていくということもいっぱい出ているわけだから、アウトリーチとの関係、



それから、いろいろな団体、民間団体やら、あるいは民生委員の皆さんとかそういうところの連携もあるんだけど、ちょっとこの文章だけでは、これでいいんだったら全部きれいごとで終わっちゃうんじゃないかという印象があるんだけど、その辺はいかがでしょうか。

事務局： まず、前段のところでは全般に雑につくっているつもりはありませんで、丁寧に見てきたつもりなんですけれども、今回なるべく一部の分野に偏らないように、全体を漏れがないようにと思った結果が、先ほどの予防のように結果としてわかりにくい、何を言っているんだかわからない、そんな印象があるのかもしれない。本当にわかりにくかったら意味がないので、そこは改めて検討させていただきます。

それから、70ページの今のご指摘ですけれども、この間区の職員が現場から離れてしまっていますので、まず何と言っても区の職員にノウハウの蓄積がない。そこが大きな課題になっています。そこが今回の計画の一つの目玉でもあるんだろうなと思っていて、これから先、当然さまざまな区以外の主体と一緒にやっていくんですけれども、区がこのまま現場を知らないでいいはずはないので、区の職員のスキルアップを改めて図って、現場対応力を図るために、区の職員を社会福祉法人に派遣等をして改めて現場力をつけていきますし、このノウハウの蓄積は必ずしも別に民間法人だけの話ではありませんで、区も含めて、豊島区の福祉全体の底上げを図っていかねばいけないので、当然これは主体として区がしっかりと取り組んでいくべきこととして、施策の外に出していますけれども、今後区としてしっかりと、現状はまだ検討していきますというだけの記載ですけれども、考えて対応していかねばいけないものだとも認識しています。

委員： 私はこの地域保健福祉計画には、議員になる前から、初めて高齢者福祉計画をつくったその時点からずっとかかわっているんですけれども、一定の期間の中で、今当面の問題は何か、そういう問題に対してどう対応するかということと、あわせて将来的にはどういうことを目指していくのか、そういうような計画の作り方をずっとしてきたような印象を持っています。

今回は社会福祉全般が全て対象になっているということと、期間が6年間になったということを含めると、ある程度将来を見越した形でこういう方向でというものを示されるのは、これはいたし方ないとは思っているんですが、では、こういう文言の中で具体的に来年度はどうしていくのか、今後3年間の中でこうやるのか、そういうものが示されていないと、一般論だけをここで論議しているというのは、ある意味では大変むなしさを正直言って感じます。

そういう点で、6ページに赤字で入っているんですけれども、「包括的な相談支援体制の整備を区市町村の責任のもとに進めていく旨、自治体の役割が示されています」ということで、国で共生型サービスの創設等々を示していて、では、豊島区でこの国の方針をどういうふうに進めていくのか。多分基本はそうだと思うんですが、そういうところがいま一つ全体像の中で私自身はつかみ切れないというのが1つあります。だから、当面の問題、それから長期的にはこうだという進め方に関してのご説明をいただきたいというのが1つあります。

それから、前回のときは、これを見たときにすごくびっくりして、8圏域と12圏域だという発言をしちゃったんですが、これに関しては読み直してみて、わかりました。8圏域というのは、あくまでも高齢者を対象にした高齢者総合相談センター、もう1つ、区民ひろば

の中でCSWの方々が配置をされてやっているという地域全体、その区民ひろばが管轄をす  
る地域全体のいろいろなご相談はそこでも受けられますという認識をきちんと持てばいいの  
かなと今改めて思い直しているんですが、そういう認識でいいのかどうかという点のお答え  
をいただきたいと思います。

最後なんですが、先ほど委員のお話にもありました。私もこれに関しては緊急なのかなと  
思っています。そういう点では、当然ですけども、来年度の区の予算ということになって  
くると、ここの中でそれが緊急であり、具体的な予算要望をしなければいけないというので  
あれば、そういう部分的なところだけでもきちんと押さえていく必要があるのではないかと、  
正直言って私は思いました。

私たち議員の立場で、来年度の依命通達なんかも見たんですけども、全体像としては、  
人をふやすというのはなかなか難しいというニュアンスの文章も入っていました。けれども、  
少なくとも相談支援活動を充実、拡充させていくことになれば、CSWに対するきちんとし  
た雇用の確保の問題とか、それから、地域の中での中心的な相談センターの拡充をしていく  
ということになってくれば、この問題は先送りできないのではないかと私自身も今認識して  
います。そういうことを含めて、ご答弁いただける範囲内でよろしく願いいたします。

事務局： では、順次お答えします。

まず、この計画がどうしても福祉全般を扱っているということで、全般で考えたら、本当  
に数値目標とかを立てにくい。高齢者分野、障害者分野と限定すれば数字は出るでしょうけ  
れども、なかなか全ては簡単に出せないということで、この計画においては数値目標等を示  
していませんが、それにつきましては、冒頭でも説明しましたように、それぞれの個別計画  
の中で実際の取り組みについては記載していきますので、その中では年次等も細かく記載し  
ているものもございます。

そういうことでこれだけ見たらわかりにくいところはあろうかと思えますけれども、今回  
の計画はあくまでもその個別計画のガイドラインといいますか、豊島区の福祉はこういう計  
画でやっていきますということを示して、これを踏まえて個別計画できちんと具体化してい  
ただく。そういった考えでおりますので、そういうことでご理解いただけたらと思ってござ  
います。

今その中でも、先ほど委員からもありました相談支援包括化推進員といったもの、早期実  
現ということなんですけれども、それは全くそのとおりに思っています、この計画は6年  
計画ですので、ここに書いていることは当然6年間の中では実現していくわけです。そうい  
ったコアな部分が6年後に実現できればいいわけではありませんで、限りなく早期に実現し  
たいと思っています。できるものは可能な限り来年度からやっていきたいと思っていますが、ただ、来年度に限定して言いますと、当然予算のこともございます。やっていく  
に当たってはさまざまな制約がございますので、今の時点で来年度とは言えませんで、  
いずれのことにつきましても、早期に実現を図っていききたい。6年間の中でやればいいの  
ではなくて、できるだけ早く実現していききたいと考えているものでございます。また個別計画  
で書けるようなものはきちんと個別計画の中で書いていきます。

圏域の話でございます。これも少なくとも高齢者に限定しての相談窓口ということでは  
、高齢者総合相談センターが当然第一の専門の窓口ですが、それ以上に入り口は多いほう  
がいいということで、区民ひろばにいるCSWも窓口になりますし、それ以外でも地域の中

にいらっしゃる民生委員さん等もそうですし、できるだけ入り口は多いほうがいい。そこで相談が完結すればいいし、完結できなくてもつながればいい。そういう意味でできるだけ多いほうがいいと思っています。

圏域に関して言えば、高齢者あるいは障害者、子どもと、それぞれ制度ごとの制約がございますので、それぞれの圏域を全て完全に合わせることはできないのでやむを得ないところはあります。ですけれども、これからの福祉は地域が中心になります。福祉の中心となる地域の基本単位は町会と考えていますので、そういう意味で12の圏域にCSWを配置して、しっかりと地域の体制を12でつくっていく。その上でそういった8カ所の高齢者総合相談センター、あるいは障害者、子ども、それぞれの拠点につないでいく。そういう体制をきちんとつくっていくことが今回の計画で重要だと考えているところでございます。

委員： 非常に理想的な記載があるんですけども、実際は現状から相当かけ離れた記載がかなりありまして、ちょっとだけ例を挙げますと、66ページの災害時要援護者名簿の整備なんですけれども、既に災害時要援護者名簿というのは作成されて町会に配付されているわけです。これを新たに地域共有名簿にして、警察、消防・消防団、町会と共有をしてやっていきますと書いてあるんですが、私は消防団員でございますけれども、いまだかつてこうした地域共有名簿の話は聞いたことはありませんし、恐らくほかの団員はこの存在自体を知らないと思うんです。

そういった中で、これだけの方々と共有して、さらに加えて民間事業者も含めて支援体制について整備を推進する。この推進しますと書いてあるのでこれからだと思うんですけども、これはどういうふうに誰がやるのかということと、それから、67ページの「災害対策を通じた地域づくり」、これも地域共有名簿を活用して、連携しながら見守り支援体制を構築していくと書いてあります。私は町会の防災部長もやっておりまして、既に災害時要援護者名簿を数年前から持っておりますが、部屋の棚の中に置いてあるだけで、何ら町会で活用したという事例は1回もございません。

さらに先ほどから出ているように、防災訓練において、災害時要援護者だとか避難行動要支援者をはじめ、こういった方々に参加を呼びかけて災害対策を通じた地域づくりを促進するということですが、以前に災害時要援護者の方々に防災訓練に参加をしてもらってはどうかということをお話をしたところ、災害時要援護者は体調が悪く参加が難しいので現実には困難であるという回答をもらっている中で、どうやってそれ以外の中高生、外国人の方々、こういった方々に参加を呼びかけるのか。また、この参加を呼びかけるのは誰が呼びかけるのかということをお簡単に今の段階での予定をお聞かせ願えればと思います。

事務局： 災害時の対応は大変重要ですが、こういったことがきちんと現状できていません。できていることもあります、できていないことも多くありますので、それをしっかりとやっていくために、9つの施策のうちの1つとして取り上げたぐらい重視してやっていきたいと考えているところでございます。

福祉を考えた場合に、福祉全体の中で災害時の対応というのはどうしてもこれまで後回しにされがちなところで、災害対策というのは区の中で言えば防災課を中心に進められてきたところなんですけれども、今後そうばかり言っていられない。福祉部門としても、災害対策を重視していかなければいけないと考えていまして、しっかりと防災部門と連携してきちんと進めていこうとしているところでございます。

具体的な検討はこれからですけれども、今現在既に名簿はできて配られているので、それをいかに生かすかということ、単に災害時だけを切り分けるのではなくて、日ごろからの地域との関係、地域づくりの一環として、災害対策も組み入れてやっていきたい。そのためには、区がやっていくんですけれども、CSWの存在は大きいと思っていまして、CSWの増員等とあわせてそういった密な関係をつくって、地域の中で、日ごろからの体制づくりをしっかりやっていきたいと考えているところでございます。

委員： あと1点、最初の52ページの図にも関係はしてくるんですが、さまざまな課題を抱える人たちがより身近な地域の相談先ということで、ここでは事例として5つの相談の窓口が書いてあります。一番懸念するのは、この窓口にたどり着かない方々、この方々はどうするかということ、一旦たどり着けば、先ほど事務局がおっしゃったように制度のはざまに陥ることがないように連携して対応していける、確かにそのとおりでと思うんですが、ここに書いてある窓口やCSW、民生委員さえ知らないという方が数多くいらっしゃると思うんです。

そういった中には、高齢者だとか障害者の方々は、どっちかという情報が耳に入ってくるケースが多いんですけれども、一般の区民の課題を抱えた方々というのも大勢いらっしゃいまして、そういった相談機能があることすら全く知らない方々が大勢います。ここにたどり着かない方々をどうするか、検討されたことはあるでしょうか。

事務局： そこが一番大事と言ってもいいところで、当然ながら、そういった専門窓口の周知等は重要なんですけれども、それだけではなかなか足りない。どうしても行き渡らないところがございます。そういう意味で、先ほども言いました入り口はできるだけ多いほうがいい。地域の中で民生委員さんは今現在も活躍していただいていますので、それは一つの入り口ですけれども、それ以上にもっと地域の中で協力していただける人多ければ、本当にどこかにつながればいいので、例えば高齢者クラブの中でそういう情報があるとか、団地の中でそういう情報につながるとか、チャンネルが多ければいいので、地域のいろいろなところでどこかにつながれば、必要なところ、行政等につながる。それは、何かをやればいいという簡単なことではないと思っておりますけれども、そういうことが重要なんだという地域づくりをしかけていきたいと考えているところでございます。

委員： この素案を読ませていただいて、今普通の一般の方々がどう見るかということでは、私たちが議論してきた中で、これもあれも盛り込もうという形で盛り込まれているので、会長が最初におっしゃいましたけれども、かなり子細な部分まで言葉になっていると思うんですが、一般の方が見たときに、焦点がぼけちゃうのかなという感じがします。なので、概要版というのはつくられるのか。その概要版をつくる時には、何が最も重要なのか。例えば地域包括というのはどういうことを言っているのか。これまでは高齢者を中心にしたものだったけれども、一般の住民の方全ての生活の問題や課題について、全体的に相談ができるようになるんですということだとか、幾つか重点的なところをもう少し明確にした概要版をつくられたほうが、私たちはいろいろ勉強してきているので、こういうふうに盛り込まれるようになると思うんですけれども、一般の方にはちょっとわかりにくいかなという感じがします。

事務局： 全くそのとおりでかなと思います。いろいろ盛り込もうとした結果、先ほども指摘がありましたけれども、わかりにくい表現にもなっていると思います。実際これをそのまま区民の方が見てわかるようなものだとはなかなか思えないので、区民の方をターゲットとした概要

版をつくりたいと考えているところでございます。

委員： 前回は意見を申し上げたんですけれども、再度確認をさせていただきたいと思うんです。区内の社会福祉法人を代弁するわけではございませんけれども、今この法人も、介護職、保育職、この確保が極めて難しいんです。保育の仕事も、高齢者福祉の仕事も、ある意味では行政目的を実現している、そういう位置づけになろうかと思うんです。この計画を見ますと、民間事業者の人材育成活動がさらに促進されるよう支援していきますと、そういう表現になっています。人材育成活動の中には、多分確保は入っていないと思うんです。私どもも確保については一生懸命やりますけれども、行政のほうもそれに対する支援をすることが計画の中に書き込まれないかという再度の確認でございます。

事務局： 人材育成は大変重要なんです、当然確保も重要だと思っております。当然確保に関して区が一切何も知りませんということはございませんで、今現在も特別養護老人ホームの合同の就職相談会等もやっておりますが、できることは今後もいろいろやっていきたいと思っております。ただ、ここに関して、確保のために多額の経費を出せるかどうかというのは別問題ですので、どういったことができるのか、もちろん、できることは区としてもしっかりとやっていきたいと思っております。

会長： ほぼ8時になるものですから、ここで少し絞っていききたいと思います。

委員： 52ページの上から「より身近な地域の相談先」にCSWと書いてあるんですけれども、これは片仮名のほうがいいんじゃないですか。CSWと今まで使っていないような、コミュニティソーシャルワーカーで片仮名でずっと来ていますよね。もし後ろのほうにそういう言葉の表みたいなのをずっとつけるならこれでいいんですけれども、この表をもし全面的に大きくするなら、片仮名のほうがいいかなと思ったのと、このCSWというのは、より身近な地域の相談先なんですけれども、実際にはこの人たちは専門職なんです。だから、地域の専門相談支援機関が外へアウトリーチで出ていったという表示が必要ではないかと思えました。

それから、53ページの中に、全戸訪問という言葉が入っているのですごくわかるんですけれども、この全戸訪問の中に、期間を定めないとあまり意味がないんです。これは毎年やるとか、というのは、幼児というのは成長が早いですから、高齢者も悪くなるとすごく悪くなります。ですから、全戸訪問というのはすごくいいんですけれども、これを期間はどうするのかということも考えたほうがいいのかと思いました。

事務局： 前半のCSWに関しては、確かにほかではこの略称で表記していないので、ここの図は全般に考えたいと思います。

それから、今の乳幼児のいる家庭の全戸訪問、これは、実は現在既にやっているものということでここでは記載してございます。一方では、ひとり暮らし高齢者に関して、委員は実際に民生委員をやっているためですので、そこをどうするかというのは大変大きな課題だと思っております。規模が大きいので、これをどういう形でできるのかは非常に難しい課題で、ただ、現状が十分でないという議論はこの間もございしますので、その仕組みづくりをここではまだ記載し切れていないんですけれども、何とかやっていきたいと思っております。

委員： 若干マイナーなことなんですけれども、2つお聞きしたいと思います。

1つは、福祉文化のところで、東京オリンピック・パラリンピックのスポーツ文化のところなんですけれども、パラリンピック支援といった場合に、パラリンピックは金メダルが幾

つとか、メダルを取って国威高揚みたいなことの支援をやるのか。あるいはこれはアダプテッド・スポーツもあって、その方の体の状況に応じてスポーツを楽しむ。これはスポーツを楽しむほうを推進するのか。その辺の立ち位置はどうなんでしょうか。アダプテッド・スポーツでみんながスポーツを楽しむというほうに力点を置いたほうがはるかに豊かだと僕は思うんです。パラリンピックと言っちゃると、どうしても金メダル云々で新聞でも何でもなっちゃう。あれに加担するということなのかどうなのかというのが1点。

2ページ前の62ページですけれども、書いた人も結構困って、ユニバーサルデザインとバリアフリーの言葉の使い方がぐちゃぐちゃになっていて、ユニバーサルデザインの隣にバリアフリーマップをつくと書いたりしているんです。ユニバーサルデザインにしておいて、バリアフリーマップをつくるというのはおかしいんですけども、これは、多分書き方としては、ユニバーサルデザイン7原則というのをご存じだと思うんです。ユニバーサルデザイン7原則を順番に、これはこういうふうにやっていきますと書くと非常にわかりやすいわけで、書いている方のイメージのユニバーサルデザインとバリアフリーのことを使いながらこう書かれると、これは本人もごちゃごちゃに使っているということは多分おわかりになっていると思うんです。

ですので、少なくとも62ページでユニバーサルデザインという言葉がタイトルにありますので、よく出てくるユニバーサルデザイン7原則というもので、どこまでは到達しているとか、どこをやればいいのかとやったほうがはるかにわかりやすいということ。

もう一回言うと、パラリンピックはどっちに軸足を置いているかということをぜひ教えてください。

事務局： パラリンピックですけれども、こちらに記載してございますのは、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機としたスポーツ文化の醸成ということで、それがきっかけで、その後、2020年以降に区民の中でスポーツをやるような、そういった文化、そういうものを醸成していきたい、そういう記載でございます。

委員： 4年ごとに来るんですね。

事務局： 東京でオリンピックをやるせっかくの機会なので、一気にそういった文化をつくっていきましょうという記載でございます。

ユニバーサルデザインでございますけれども、ここは言葉は整理しますけれども、この間障害のほうで、バリアフリー化の推進ということで、まちのバリアフリー、心のバリアフリーといったことを進めてきたということでの記載でございます。意識して使い分けをしているつもりですけれども、全体に見返しはしたいとは思いますが。

委員： この計画が保健福祉計画ということで、かなり総合的な計画になっているわけです。それで、先ほどから事務局のほうで、これは各計画のほうに具体的に盛り込みますというお話があったかと思うんですが、区民の方が見たときに、具体的にはここを見てくださいというような、何かそういう表示が必要ないのかなというのが1つ。

どうしても気になっているのは、今我が事・丸ごとの国の施策が出ていますので、こういう大都会の地域の中でさまざまな多様な問題をくみ上げていくというのは、確かに施策を具体的にしていかないと多分機能しないだろうなというのもわかるんです。ただ、豊島区の場合、災害に対する対策はとても大事かなと思っていて、9番目だから軽んじるわけではないと言われればそれまでなんですけれども、でも、上のほうにあるか下のほうにあるかという

のは、人間の心理として、重要視は上のほうにあるとどうしても思いがちなので、災害が本当に9番目でいいのかというのはどうしても気になってしまいました。

委員： 重複するかもしれないんですが、さっきのオリ・パラの件も含めて、ここの計画の中に介護予防とか入っていると思うんですが、8月に委員にお願いをして学習・スポーツ課につないでいただいたときに、介護予防の我が事・丸ごとも含めて、こちら側で同じ地域の高齢者を確保して介護予防しましょうと。スポーツはスポーツで、スポーツ庁からオリ・パラに向けて、地域に向けてスポーツ事業をしましょうとお金が出ています。オリ・パラに向けてのスポーツボランティアとか、皆さんが自分から運動してもらいましょうとか。学習・スポーツ課のほうは学習・スポーツ課のほうでやっているし、同じ区民を対象にしているんですが、それぞれがばらばらにやっているの、運動系で言えばスポーツ庁からもお金が来ていて、地域の子どもとお母さんたちのスポーツ実施率が低いので推進しましょうというのが違う枠組みになっていて、豊島区としては包括的にどう考えているのかと皆様方の質問とあわせてずれを感じたところがあったのでお伝えをさせていただきました。質問とあわせて。

事務局： まず、先にただいまのスポーツのほうですけれども、今回のこの計画は、私どもは保健福祉部ですが、決して保健福祉部でやることだけを掲載したものではございませんで、区としての計画でございます。そういったスポーツ部局等ともこの内容を調整していますし、一緒になってきちんと地域づくりをしていこうというものですので、決してばらばらに縦割りでやっていこうというものではございません。

それから、個別計画との関係ですけれども、できるだけわかりやすくというのはもつとも、この計画の中でできるだけこれを見ればわかるというのは理想的なんですけれども、今回この地域保健福祉計画は6年という中期の計画で方向性を示す。一方、個別計画は3年ごとに見直しをしていく。しかも、この保健福祉計画に関係する計画は、大きなものでも介護、障害、子どもがございすけれども、それだけではなくて、その他、福祉に少しでもかかわるようないろいろな計画を立てる上でこういった考え方を持ってほしいと、そういう考えでいますので、なかなかそれら全てをここに記載していくことは難しいだろうと思ってございます。

そういうこともあって、この計画、今回のこの表記では載っていないんですが、ただ、来年度以降進捗管理をしっかりしていかなければいけません。その中では具体的な記述がなければ進捗管理ができませんので、そういった個別の計画、介護、障害、健康プランといったものだけではなく、それ以外のさまざまな計画で管理しているものも含めてしっかりと数字であらわして、この審議会等でも見ていただこうと考えてございます。

委員： 委員の皆様いろいろな意見を聞いていまして、私も大学でいろいろ地域の活動などにかかわりながら、この計画を考えていくときに、今の豊島区ではできるんじゃないかとか、こうしていきたいという気持ちが強くなってしまっているかなと思って、現状と、3年ぐらいにはこのぐらい、そして、6年後にはこうということは書き込むことが必要なんだということを受けとめました。

副会長： 最初のころに比べますと、必要な項目が入ってきまして、それが盛りだくさん過ぎたりとか、あるいはちょっと欲張り過ぎているようにも見えるかと思うんですが、これまでの皆様からの議論を踏まえて、必要な部分は入ってきているかなと思います。ただ、きょうもご指摘がありましたように、その中から区民の方々にわかりやすくどのように示していくのかと

いうところが重要になってくるかと思えます。

まず、圏域の問題もきょうの議論の中に出てきましたけれども、町会単位から、区域全体まで、重層的な圏域設定をされているわけですから、それが目に見えるような形での図表も入れていただくと、またわかりやすくなるかと思えます。

それと、評価について、今事務局からもありましたけれども、この計画はつくったら終わりではなくて、つくった後、それを定期的に評価するというのが社会福祉法改正の中にも入っております。そういったときに、現在の計画を見ますと、取組方針とその説明の部分はとても素晴らしい理念が掲げられているわけですが、それを具体的な取り組みとしたときに、全分野にまたがっていますので、何をどこまで挙げるのかというのが難しいんですけども、ちょっとバランスが悪いのかなという気がいたしますので、主な取り組みについて、これは評価にもつながってくる部分ですので、もう少し全分野の計画を精査されながら、ここに挙げるべき主な取り組みを少し検討いただくとよりわかりやすい計画になるかと思えます。

この進捗評価の中では、地域保健福祉計画の独自の取り組みについての進捗状況を評価していくということは掲げられておりますので、その部分については主な取り組みの中で可能な範囲で入れていただくとわかりやすくなるかなと思えます。

きょうは、私も途中で質問したかったんですけども、そのすき間がないぐらい委員の方々から活発なご議論をいただきまして、本当に有意義な会議だったのではないかと思います。

委員： こういう会議に出ていると、何かをつくらなきゃならないという大きな問題があつて、苦渋の策でいろいろなものを盛り込んでいることは確かにわかるんですが、これの概要版をつくるという先ほどの話があったときに、かえって難しいのではないかと。概要版をつくったら、全部書かないとこっちが抜けちゃうということになります。ですから、そのあたりはよくお考えになってください。

この前の会議は早退しちゃって申しわけなかったんですが、区役所の立ち位置が、52ページの図を見ても、区役所は一体何をするのと。社協はCSWと関係なくなるとか、非常に細かいことを言って申しわけないですけども、図をつくるのはすごく難しいです。医師会でつくっている在宅医療連携のICTの図、医介連というのがあるんですが、それは結局は線だらけになる。ですから、線をつくるのか、逆に線を描かないのか、そうしたほうが逆にわかりやすいだろう。では、こことこは関係ないのかという感じになってしまいますので、そのあたりをもう一回ご一考ください。

できる限り私たちは私たちでパブコメに協力できるように、いろいろな意見が3団体の会員からも出るようにして、早目にその処理ができるようにして見せていただきたいと思っております。

以上です。

会長： ほぼ90分、意見をどんどん言っていただきまして、15人の委員が積極的にご意見、ご提案、ご質問、それから叱責も要望も含めて、どんどんいただきました。事務局は一つ一つ私としては丁寧に答えていただけたと思っております。

幾つか私のほうからまとめをしておきたいと思いますが、まず1点目は、52ページにありますこの図です。これについては、皆さんから出たご意見も踏まえて、まだ具体的に事務局とすり合わせなければいけないですけども、もうちょっと見やすいものにはしていきます。



と思います。特に委員から出たCSWについては、福祉専門職として明確に位置づけがありますので、これについては他のセンター機能を有している相談の方々とは同じように図で示されていますけれども、もう少し丁寧な図の示し方をしたいと思います。それを含めて、図の作り方についてはもう少し検討したいと思います。

あと細かいところですが、特に委員から出た相談支援包括化推進員の位置づけは、実はとても大事なんです。国の我が事・丸ごとには、はっきり言って、ここが何もありません。つまり、公的な支えとしてこういうものをやるんだというところを示すというのは、豊島区のぬきんでた先駆性だと私は思っています。ですから、ここをしっかりとこれから行政内部で詰めていただいて、当然単数ではありません。力量が相当必要です。

これは言ってみれば、高齢者の地域包括支援のケアシステムから言えば、第1層の生活支援コーディネーターと同じような重点で、ただ、生活支援コーディネーターと違うのは、個別支援でかなり力量を持っているんです。ですから、果たして区の職員に今そういう人がいるのかと言われると、厳しいんですけども、何とか見つけてというか、これはきちんと少なくとも主査以上のクラスで実力のある方をぜひ配置して、複数化で検討していただければと思っています。

それから、さまざまな相談支援機能の中で、窓口があれば、全ての人がみんな相談に来るかといったら、全然そんなことはないのは当たり前のことですので、だからこそ、アウトリーチがすごく大事なんです。特にセルフネグレクトなどの方をどうやってきちんと私たちがケアできるのかというのは、まさにこれも力量なんです。ひきこもりの方とか、ごみ屋敷の方とか、こういったところにきちんと対応できるような専門性なりをしっかりとつくっていく必要があるかなと思っています。

それから、委員から、学生へのテキスト云々と、実はきょう傍聴しているのは、うちの学生、ゼミ生が全員来ているんですけども、しっかりと勉強させていきたいと思いますので、こういった学生向けのテキストといいですか、それも学識関係の委員もいますので、行政に全部お願いしますではなくて、一緒に協力し合っつけていければと思います。

それから、これをタブロイド版にするかどうか、もうちょっと事務局で検討していただかなければいけない。委員が言われたように、タブロイドにしたら何か抜けてしまうんじゃないかという不安もあります。そうではなくて、基本的な考え方としては、シリーズ化して、広報で繰り返し流していく。これについてはこうやって流していく、こうやって具体化していくという形で、1回で終わらせるのではなくて、シリーズでやっていったほうがいいのかと思っています。

いずれにしても、この地域保健福祉計画は上位計画で総合的ですから、あれもこれもというのは載らないです。分野別、個別計画に加えて、今回は子どもプランも一部入っている。健康プランも入っているわけで、それを従来のようにつくっていったら、恐らく前の計画よりさらに倍ぐらいの量になってしまうんです。そういう計画にはしたくないということで、上位計画であるということと、それから、生活関連の全ての計画を見渡して、そこに関連づけた計画でもあるので、かなり全庁的な欲張りの計画なんです。恐らくこの計画以外にそんな欲張りな計画はないのではないかなと思うんです。だからこそ、きちんとシリーズ化して行って、また、モニタリングをして、進捗管理をこの審議会がやっていくんだという立場で捉えていただきたいと思います。

全てこれができるから計画になったわけではなくて、できていないからこそ、計画が必要なんです。達成できていないからこそ計画をつくっているわけです。そういう意味ではこれは羅針盤になりますので、私たちが羅針盤を持ったことによって、いよいよ新しい方向づけを明確に共有できますので、そういった方向づけでやっていきたいと思います。

まだまだ話し足りないこともあるんですが、時間に限りがありますので、皆さんの出された意見を最大公約数的にはきちっと拾い上げて、その上でさらに本日、審議会の意見・質問票が机上配付されているわけですので、それを踏まえて修正が必要な箇所についてはさらに修正してやっていきたいと思いますので、その後の取り扱いについては会長一任とさせていただきますけれども、いかがでしょうか。

(一同、承諾)

会 長： ありがとうございます。それでは、そういう形で取り扱って、パブリックコメント前の最後の審議会、これでこの第1の議題は終了したいと思います。

## 2. パブリックコメントの実施について

会 長： それでは、議題2のパブリックコメントの実施等について事務局からよろしくお願ひします。

事務局： (資料4の説明)

会 長： 事務局からただいま説明がありましたけれども、その説明どおりに進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(一同、承諾)

会 長： ありがとうございます。それでは、そのようにしていきたいと思います。

## 3. その他

会 長： 続いて、その他の議題でございますが、委員のほうからよろしくお願ひします。

委 員： 私は公募委員として、区民のこういうことへの周知というか、啓発というのが一番大きな課題だと思っておりました。それで、先日来、医師会会長の先生と委員にお願いいたしまして、あうるへるすの会という名称で、豊島区の地域保健福祉を勉強する会というものを立ち上げまして、当面の目標としては、区民がパブリックコメントに投稿する、それを目の前の目標にしまして、行く行くはそういう参画をする区民を主体に豊島区民の目線での地域ケア会議を起こすことができたらと考えております。

皆様にお配りいたしましたのは、第1回の案内と、実際にやった手順というかワークショップ、そして、ワークショップで出てきた意見のまとめが1つと、もう一つは、次回の案内でございます。案内の紙がひょっとして足りないかもしれませんが、もしご近所の区民の方、一般区民の方に声をかけていただけましたら、11月19日にこの素案をみんなで読んで、実際にどこが、何がわかりにくいのかという生の意見を収集していきたいと考えております。

そういう方たちがもう一回12月17日に、また別のメンバーか、重なるかわからないんですけども、集まっていただいて、本当にパブリックコメントに出すときのまとめ方であるとか、そんなことを自分たちで勉強していければと思っております。そういうような勉強会が区民ひろば単位でこれから広がっていくと、新しくできた計画のさらなる周知と、またそのブラッシュアップにつながるかと思っておりますので、ぜひいろいろご助言等をお聞かせいた

できればと思います。よろしくお願いいたします。

事務局： 素案というお話が今ございましたけれども、先ほどの流れはご説明しました。今回この素案を修正した上で、12月1日からパブリックコメントに出そうというものでございますので、その前の段階で素案としてお出しするわけにはいかないのかなと思ってございますので、その中の考え方をまとめたようなものでやっていただくところまでかなと思ってございます。

委員： では、12月17日は素案でやります。

事務局： 12月1日以降でしたら問題ございません。

会長： パブリックコメントをもらってからということになるかと思えます。

それでは、次回の日程ということで、事務局、お願いいたします。

事務局： 次回は2月8日、木曜日、18時30分を予定してございます。場所はこの同じ会議室でございます。今期最後の審議会で、資料は会議の1週間前までにはお送りさせていただきますが、この会議において最終的にできた計画を区長に答申をいただこうと考えてございます。

最後に、いつもの事務連絡ですが、車もしくは自転車でお越しになられた方は、事務局までお声かけください。スタンプを押させていいただいて、後ほど1階西側の休日・夜間受付までご持参いただければと思います。

本日、お帰りは通常エレベーターを使えますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長： よろしいでしょうか。きょうは積極的に議論していただきました。特に議員の皆様方は、相談支援包括化推進員をはじめとした予算絡みのことがいっぱいありますので、バックアップのほうをよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会は閉会といたします。

提出された資料等	<p><b>【事前配付資料】</b></p> <p>資料1 豊島区保健福祉審議会 委員名簿</p> <p>資料2 保健福祉審議会スケジュール</p> <p>資料3 豊島区地域保健福祉計画 素案</p> <p>資料4 パブリックコメントの実施について (案)</p> <p>資料5 第9回 豊島区保健福祉審議会会議録</p> <p><b>【当日配付資料】</b></p> <p>第10回保健福祉審議会資料における意見・質問票</p> <p>豊島区の地域保健福祉を勉強する会 (あうるへるすの会)</p>
----------	--